

物品売買契約書



神奈川県知事 黒岩 祐治（以下「発注者」という。）と有限会社新生工具店 代表取締役 林芳彦（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- | | |
|------------|---|
| (1) 契約の目的 | ステップスクイザーほか（以下「物品」という。）の買入れ |
| (2) 物品の内容 | 仕様書記載のとおり |
| (3) 売買代金 | 金2,376,000円
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金216,000円）
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。 |
| (4) 納入期限 | 令和2年10月30日 |
| (5) 納入場所 | 納入場所一覧のとおり |
| (6) 契約保証金 | 神奈川県財務規則（昭和29年神奈川県規則第5号）第28条第6号の規定に基づき免除する。 |
| (7) 代金支払場所 | 神奈川県指定金融機関株式会社横浜銀行県庁支店 |

（納入の通知）

第2条 受注者は、売渡し物品を納入したときは、直ちに発注者に納入した旨を通知すること。

（検査）

- 第3条 発注者は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に受注者の職員の立会いのもと検査を行い、これに合格したときは、受注者の交付する納品書とともに物品を受領する。
- 2 検査の結果、不良品があるときは、受注者は当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに良品を納入すること。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質し、消耗し、又はき損した物品の損失は、全て受注者の負担とする。

（代金の支払方法）

- 第4条 受注者は、物品の検査が完了し、発注者が物品を受領した後に、適法な請求書を作成し、発注者に交付しなければならない。
- 2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に売買代金を支払う。

（履行遅滞）

- 第5条 受注者は、物品を納入期限までに納入することができない理由が生じたときは、速やかにその理由、遅延見込み日数等を記載した書面により、発注者に納入期限の延長を申し出なけ